

【巻末資料】 語句説明

【アルファベット】

■ Is値

「構造耐震指標」と呼ばれ、耐震診断の判断の基準となる指標のこと。国の基本方針では、Is 値の評価について以下のように定めている。

- ① Is 値が 0.3 未満の場合： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ② Is 値が 0.3 以上、0.6 未満の場合： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- ③ Is 値が 0.6 以上の場合： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

【あ行】

■ 一般緊急輸送道路

東京都が指定した緊急輸送道路のうち、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を指す。その道路に敷地が接する建築物の所有者は、耐震診断と耐震化の状況報告に努めなければならない。

【か行】

■ 緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結し、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消火活動の実施、緊急支援物資の輸送等の観点から重要な道路で、東京都においては東京都地域防災計画に定められている道路。

■ 区間到達率

特定緊急輸送道路及びネットワーク強化区間（一般緊急輸送道路のうち、耐震性不足の建物が立ち並ぶ特定緊急輸送道路を補完する路線）において、区間（交差点や中央分離帯の開口部により道路を区分した各部分をそれぞれ区間としている。）ごとの通行機能の評価する指標であり、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率を東京都がシミュレーションにより算出したもの。

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓を基に、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震改修を進めることを目的に平成 7 年 12 月 25 日に施行された法律。

【さ行】

■ 住宅・土地統計調査

我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局が 5 年ごとに実施している全国統計調査。最新の調査は令和 5 年住宅・土地統計調査である。

■ 所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項の規定により、建築主事を置く市町村及び特別区においてはその長、その他の市町村においては都道府県知事をいう。本市では西東京市長が所管行政庁。

■ 所有者等

所有者、管理者又は占有者をいう。

■ 新耐震基準

昭和56年6月1日に導入された耐震基準。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき規律として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標としている。

■ 総合到達率

特定緊急輸送道路及び取組強化路線全体の通行機能を評価する指標であり、区間到達率を道路全体で加重平均して算出したもの。

【た行】

■ 耐震化

耐震診断を実施して地震に対する安全性に適合することを明らかにすること又は耐震改修等を実施することをいう。

■ 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備（擁壁の補強など）をすること。

■ 耐震改修等

耐震改修、除却、建替えにより地震に対して安全な建築物とすること。

■ 耐震化率

耐震性のある建築物数（新耐震基準より後（平成12年6月1日以降）に建築されたもの＋耐震診断で耐震性有りとなされたもの＋耐震改修を実施したもの）が耐震性のない建築物を含めた全建築物数に占める割合。

なお、住宅は、住宅・土地統計調査に基づいて算定しているため戸数単位となっている。

■ 耐震診断

既存の建築物が、地震に対してどの程度被害を受けるかなど、地震に対する強さや安全性を評価すること。

■ 建物倒壊危険度ランク

町丁目ごとに建物棟数、構造、建築年次、地盤特性等の指標により、地震動による建物倒壊の危険性の度合いを評価したもの。1（低い）から5（高い）までの5ランクに分けられている。

■ 東京都耐震改修促進計画（東京都計画）

耐震改修促進法第5条第1項の規定により、都内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い東京を実現することを目的に策定された計画。市町村における耐震改修促進計画の策定の指針となる。

■ 東京都地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき東京都防災会議が策定する計画であり、都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

■ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが指定登録機関になり、木造住宅の耐震診断等に必要の技術を持っている建築士が所属する建築士事務所を登録し、公表する制度。

■ 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（東京都耐震化推進条例）

震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道の建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに、首都機能を確保することを目的とした東京都の条例。

■ 特定建築物定期調査報告

建築基準法第12条第1項に定める建築物の所有者等は、定期的に建築物の敷地等の調査をし、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

■ 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条の規定により、政令で定める一定規模以上の多数の者が利用する建築物で、所有者は耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとされているもの。

■ 特定行政庁

建築基準法第2条第1項第35号の規定により、建築主事を置く市町村及び特別区においてはその長、その他の市町村においては都道府県知事をいう。本市では西東京市長が特定行政庁。

■ 特定緊急輸送道路

東京都が指定した緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を促進する必要がある道路として東京都が指定したもの。その道路に敷地が接する建築物の所有者に対して、耐震化の状況報告の義務と、耐震診断の義務が課せられている。

■ 特定天井

平成25年7月に建築基準法施行令が改正され定義された（平成26年4月施行）、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある吊り天井（天井のうち、構造耐力上主要な部

分等から天井面構成部材を吊り材により吊り下げる構造の天井)。平成25年国土交通省告示第771号により、次に該当する吊り天井を特定天井とし、構造耐力上安全な構造方法が定められた。

- ・居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
- ・高さが6 mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるもの
- ・天井面構成部材等の単位面積質量が2 kg/㎡を超えるもの

【な行】

■ 西東京市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、西東京市防災会議が策定する計画。西東京市・東京都・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を發揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

■ 2000年基準

平成12年(2000年)6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたものをいう。木造建築物に関しては、壁の配置バランスや接合部の仕様を規定するなど構造関係規定が明確化された。

【は行】

■ 避難路

市内各小学校が定める通学路のほか、児童・生徒が自宅から学校等の指定避難所に至るまでの経路をいう。なお、本計画の「避難路」については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の1.十三における「避難路」として位置付ける。

■ 防災都市づくり推進計画

東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第13条の規定に基づき、東京都が策定した計画。震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全な市街地の形成、避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的としている。

【ま行】

■ 民間特定建築物

本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物及び同法附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物のうち民間が所有する建築物をいう。

■ モーメントマグニチュード

岩盤のずれの規模を基にして計算したマグニチュードであり、普通のマグニチュード(M)が地震計で観測される波の振幅から計算され、規模の大きな地震になると岩盤の

ずれの規模を正確に表さないのに対し、大きな地震に対しても有効である。

■ 木造住宅密集地域

防災都市づくり推進計画（平成 28 年 3 月）に示された震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）をいう。

- ・老朽木造建築物棟数率 30%以上
- ・補正不燃領域率 60%未満
- ・住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上

※ 防災都市づくり推進計画（令和 3 年 3 月）では、木造住宅密集地域の指標に、新たに「住宅戸数密度（3 階以上共同住宅を除く） 45 世帯/ha 以上」が追加された。

【や行】

■ 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第 7 条の規定により、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならないもの。

- 一 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物及び期限
- 二 その敷地が耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）及び期限
- 三 その敷地が耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）及び期限

■ 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第 3 条の規定により、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定める一定規模以上の多数の者が利用する建築物で、所有者は耐震診断を行い、その結果を平成 27 年 12 月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならないもの。